# 第47回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制 の運用状況」
- 計算書類の「個別注記表」

第47期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

# 図研エルミック株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する 書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主のみなさまに、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を 図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員 会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労 務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを 改めて明確化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と 権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
  - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。

取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理す $^{\rm z}$ 

- ② 内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ③ コンプライアンス体制の万全を期するため、社外取締役を内部通報窓口に選定し、通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不

当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システム を担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その 連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

- (6) 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
  - ② 当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その 内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
  - ③ 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び 使用人の他の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性に関する事項な らびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査 等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない こととする。
  - ② 監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役(監査等委員である者を除く。)等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
  - ③ 監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示 に従いその職務を行う。
- (8) 取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。
  - ② 取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人は、職務執行に関して重大 な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす 恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ③ 取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ④ 当社は、監査等委員会への報告を行った取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (9) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、

当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査等委員会は、取締役(監査等委員である者を除く。)との連携を密にし、 意思の疎通を図る。
  - ② 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会 等を開催し、その連携を密にする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

取締役会を14回開催し、取締役(監査等委員である者を含む。)の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

(2) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を13回開催した他、各取締役へのヒアリングなどを実施しております。

## (3) コンプライアンスについて

- ① コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ② 内部通報制度規程を定め、社内だけでなく社外取締役への通報及び外部相談窓口も設定し、全社員に周知をしております。

## (4) 内部監査について

内部監査室の担当者が監査等委員会の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

(5) 監査等委員会の職務の実効性の確保に対する取組の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役は3名)で構成され、原則月1回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員である取締役のうち社外取締役1名が常勤し、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席し、また、業務執行取締役と常時意見交換を行い、さらに稟議書等を随時閲覧することにより、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

なお、内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告しております。

# (6) 反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

# 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法

製品・原材料 主に総平均法による原価法

仕 掛 品 個別法による原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法とし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

製品等の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上 しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、2007年4月1日をもって、退職一時金制度を凍結しております。

# (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の 通りであります。

#### 開発サービス

ストリーミング技術を中心とするエンジニアリング・サービスにおいては、契約に 基づく受託開発業務の完了後、顧客の検収を確認した時点で履行義務が充足されるた め、当該時点で収益を認識しております。

#### •標準製品

ストリーミング製品(ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品)の販売においては、受注した製品の引き渡し後、顧客の検収を確認した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人としての機能を果たす取引である他社製ソフトウェアの販売においては、履行義務が一定の期間にわたって充足されるため、契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

#### その他

販売した製品に係る保守サポートにおいては、履行義務が一定の期間にわたって充 足されるため、契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受入金、または履行義務充足後、概ね6ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

- 繰延税金資産の同収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	36,863千円

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎としておりますが、経済情勢や市場環境の急激な変化等の要因により、顧客における開発プロジェクトの延期や見直しが生じる場合等も想定し、事業計画に一定のストレスをかけて課税所得見積額を算出しております。

#### ②主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、売上高、売上総利益率及び人件費であります。売上高及び売上総利益率は、事業計画の中で主力と位置付けるエンジニアリング・サービス及びストリーミング製品の販売において、経済情勢や市場環境の変化等により、新規案件の獲得が計画どおり実現しない可能性を考慮した上で算出しております。また、人件費については、今後の事業規模拡大に向けてエンジニアの継続的な増員に取り組んでおり、その採用計画に基づき算出しております。

# ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高、売上総利益率及び人件費は、見積りの不確実性が高く、売 上高、売上総利益率及び人件費が変動することに伴い課税所得の見積額が変動すること によって、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

49,588千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務 関係会社に関する短期金銭債務

417千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高 販売費及び一般管理費

28,169千円

(2) 研究開発費の総額

3,165千円

- 5. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式

6,284,944株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式

230株

- (3) 配当に関する事項
  - ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	18,854千円	3円	2023年3月31日	2023年6月12日

# ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年 5 取 締	月13日 役 会	普通株式	利益剰余金	18,854千円	3円	2024年3月31日	2024年6月10日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

# 繰延税金資産

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
貸倒引当金損金算入限度超過額	590千円
退職給付引当金	561千円
賞与引当金	11,079千円
製品保証引当金	1,681千円
減価償却費損金算入限度超過額	78千円
棚卸資産評価損	1,304千円
資産除去債務	1,468千円
ゴルフ会員権	5,044千円
税務上の繰越欠損金 (注2)	16,433千円
その他	7,790千円
繰延税金資産小計	46,033千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	-千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,017千円
評価性引当額小計 (注1)	△9,017千円
繰延税金資産合計	37,015千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△151千円
繰延税金負債合計	△151千円
繰延税金資産の純額	36,863千円

- (注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が33,886千円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。
- (注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

# 当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	_	_	_	_	_	16, 433	16, 433
評価性引当額	_	ı	_	_	_	ı	_
繰延税金資産	_	_	_	_	_	16, 433	(%2) 16, 433

- (※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (※2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金を回収 可能と判断しております。

#### 7. 金融商品に関する注記

# (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相 手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握 やリスクの低減を図っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 電子記録債権	1, 587	1, 587	_
(2) 売掛金	226, 872	226, 872	_
(3) 買掛金	(17, 767)	(17, 767)	_
(4) 未払金	(17, 576)	(17, 576)	_

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

より算定した時価

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位: 千円)

区分	時価					
<b>上</b> 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
電子記録債権	_	1, 587	_	1, 587		
売掛金	_	226, 872	_	226, 872		
買掛金	_	(17, 767)	_	(17, 767)		
未払金	_	(17, 576)	_	(17, 576)		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 電子記録債権、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# 買掛金、未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

品目別の名称	金額
製品	
開発サービス	815, 977
標準製品	115, 213
その他	57, 400
顧客との契約から生じる収益	988, 591
その他の収益	_
外部顧客への売上高	988, 591

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要 な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	期首	期末
顧客との契約から生じた債権		
電子記録債権	528	1, 587
売掛金	273, 688	226, 872
契約負債		
前受収益	21, 145	20, 988
長期前受収益	277	1, 915

- (注) 1.契約負債は、販売した製品に係る保守サポートの対価として受領した金額から履行 義務の充足により収益認識した額を控除した残高であります。
  - 2. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は21,145 千円であります。
  - 3.契約負債の増減は、前受入金による増加と収益認識による減少であります。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

- 9. 1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額

149円48銭

(2) 1株当たり当期純利益

27円18銭